

# 小規模企業共済の現状と 付加共済金の考え方について

平成29年12月

中小企業庁

# 1. 小規模企業共済の収支（キャッシュフロー）の状況

- 平成26年度以降、掛金収入額が共済金等支給額を上回る状況が続いている。
- キャッシュフロー上は、近年は共済金等の支給には掛金の収入で対応できている。

(金額単位：億円)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
掛金収入(a)	5,135	5,213	5,239	5,157	5,156	5,260	5,332	5,437	5,597	5,823	6,081
共済金等支出(b) (解約手当金含む)	5,644	5,849	6,423	6,442	5,976	6,105	6,408	5,775	5,553	5,243	5,389
収支差(c) (=a-b)	▲ 508	▲ 636	▲ 1,184	▲ 1,285	▲ 820	▲ 845	▲ 1,075	▲ 338	44	580	691
国内債券（簿価）利金等 収入(d)	898	917	959	950	966	977	977	981	990	998	951
収支差+利金収入 (=c+d)	390	281	▲ 226	▲ 336	146	132	▲ 99	644	1,034	1,578	1,642
国内債券（簿価）償還金	6,298	4,848	4,840	4,586	4,453	4,558	4,769	4,436	4,299	4,393	4,084

## 2. 小規模企業共済の付加共済金の概要

- 共済金の額は、予定利率に対応した固定額の「基本共済金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加共済金」の合計額として算定。
- 「付加共済金」は、運用収入等の状況に基づいて推計した次年度末の剰余金をベースとして、毎年度定められる「支給率」を基に、基本共済金に上乘せされる。
- 「付加共済金」は、制度導入以降、支給実績はない。

### 共済金の支給イメージ

付加共済金  
(毎年度計算)

基本共済金  
(固定額※)

※掛金納付月数及び共済事由に応じ政令で定める金額により計算。

## 付加共済金の支給率を決定するための計算方法

### (1) 「支給率の基準となる率」の算定

$$\text{支給率の基準となる率} = \frac{\text{①付加共済金原資}}{\text{②仮定共済金等の発生見込み総額}}$$

#### ① (分子) 付加共済金原資 (施行規則第10条の2第1項)

直近実績（運用資産においては平成30年1月末実績）に基づいて、運用収入・掛金等収入、共済金等の支払いに充てる額及び責任準備金に積み増す額を推計して得た、平成30年度末の剰余金見込み額。

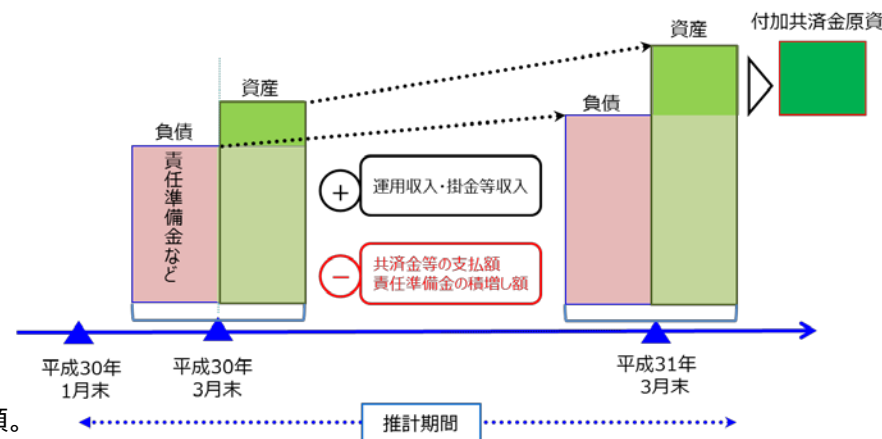
#### ② (分母) 仮定共済金等の発生見込み総額 (施行規則第10条の2第2項)

平成30年度の仮定共済金額及び仮定解約手当金額に、脱退事由別の将来発生割合を乗じて得た金額の合計額。

仮定共済金及び仮定解約手当金額：すべての共済契約者が基準月※において脱退したと仮定した場合、それぞれの事由が生じたものとみなして支払われる共済金及び解約手当金の額。

※ 基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍の月数」となる各月。

### 付加共済金原資の計算イメージ



### (2) 「支給率」の決定

上記(1)で算定した率を基準としつつ、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、支給率を決定する。

### 3. 「支給率の基準となる率」の算定

①「付加共済金原資」（分子）を算定する。

（算定方法）

（a 当該年度の運用収入・掛金等収入）－（b 当該年度の共済金等の支払に充てる額）－（c 当該年度末以降の共済金等の支払に充てるため、当該年度の前年度末の責任準備金に積み増す額）＋（d 当該年度の前年度の年度末の剰余金）により算出。

②「仮定共済金等の発生見込総額」※（分母）を算定する。

※平成30年度の基準月\*時点で、すべての共済契約者が脱退したと仮定した場合に支給すべき共済金及び解約手当金の額に、事由毎（A共済、B共済及び準共済）の発生割合を乗じて算定した金額の総額。（\*基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月＋12月の整数倍の月数」となる各月。）

○（参考）前回計算した平成29年度の支給率の基準となる率

$$\begin{aligned} \text{（支給率の基準となる率）} &= \frac{\text{①付加共済金原資額}}{\text{②仮定共済金等の発生見込み総額}} \\ &= \frac{1,119\text{億円}}{7兆7,671\text{億円}} \\ &= 0.01441 \end{aligned}$$

# 論点1：付加共済金原資の見直しについて

## ① 運営費用の財源の見直し

- ・小規模企業共済の運営費用である業務等経理は、以前より、運営費交付金では不足しており、出資金運用益等、共済貸付制度を管理する融資経理からの繰入で賄ってきたが、平成26年度からはこれらの財源だけでは賄いきれず、業務等経理の利益剰余金等で補填してきたところ。
- ・しかしながら、この業務等経理の利益剰余金による補填も平成30年度までしか可能ではなく、平成31年度には運営費用が不足する見直しとなっている。
- ・さらに、財務省による平成27年度予算執行調査をふまえると、運営費交付金は一層の削減が行われる見込みである。

## 平成27年度予算執行調査の概要（財務省）（平成27年6月30日公表）

### ○今後の改善点・検討の方向性

小規模企業共済・中小企業倒産防止共済は、「小規模企業共済法」・「中小企業倒産防止共済法」に基づいて、機構が運営する共済制度であり、これまで、機構に対する運営費交付金に依拠して運営が行われてきた。

もっとも両共済制度については、独自の収入を有することを踏まえて、受益と負担の関係を一層考慮して運営を行っていくことが適当である。

このため、両共済制度の収支状況等を勘案しつつ、所要の対応を行い、①平成28年度予算から広告宣伝費・委託機関加入手数料等の一部について、機構に対する運営費交付金に依拠しないことすべき。②そのうえで、機構の次期中期計画期間（平成31年度～）以降は、その運営に要する経費について、その収入をもって支弁することを基本とする運営を行うべき。

※予算執行調査とは、財務省が予算の実行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化につなげていく取組み。

## ②運営費用の削減取組について

- ・運営費用としては、加入者増を受けて、増大し、平成28年度ベースにおいて60億円となっているが、その一方で、中小機構としても、削減に取り組んできているところ。
- ・運営費用のうち、50%強を占める機構の業務費用については、毎年、削減を進めている。
- ・さらに、50%弱を占める委託機関等への手数料についても、30年度から手数料体系の見直しを実施する予定であり、約3億円の削減を見込んでいる。

(※) 手数料体系の大幅な見直し

平成30年度：加入促進にかかる特別手数料の見直し

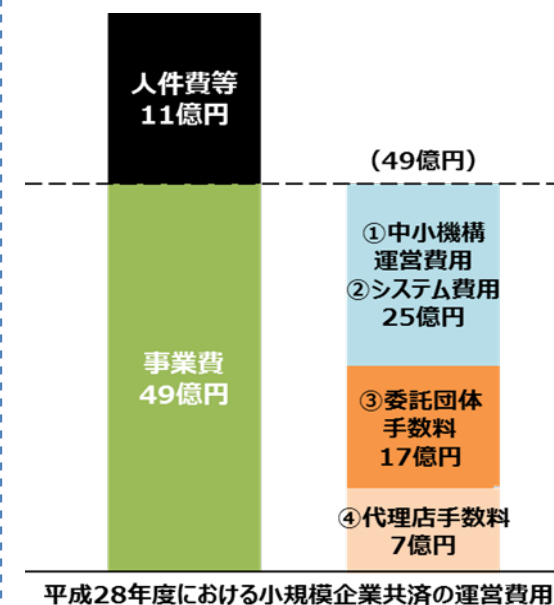
平成31年度：業務委託手数料及び特別手数料の体系を大幅に見直し

委託機関に対しては、加入促進、事務手続き（申込時の資格審査と申込書の受理、機構への書類送付等）、掛金の収受（名簿払や現金申込時のとりまとめ）、掛金の収納および返還、共済金の支払い等を委託している。

### これまでの主な業務費用削減の取組み（削減額は概算）

平成26年度	・「資産運用のお知らせ」の発送を停止し、HPで案内(▲100百万円)
平成27年度	・共済相談室の契約更改に伴い、稼働システム見直し(▲500百万円)
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共済相談室のシステムにかかる保守契約等を見直し(▲30百万円)</li> <li>・契約者向け通知文書発送の集約化(広報誌廃止、法改正時の約款送付を納付状況お知らせ時に統合)(▲100百万円)</li> <li>・委託機関向け加入促進協力依頼公文書の集約化(年3回→1回)、添付資料のダウンロード化(▲2百万円)</li> </ul>
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別運動エントリー先への認定通知廃止(▲0.9百万円)</li> <li>・商工共済ニュースの契約方法変更(発送費用込みの入札)(▲1百万円)</li> <li>・新聞・定期購読誌、広告出稿の削減(▲0.2百万円)</li> </ul>

### (参考) 運営費用の内訳



## (参考) 運営費用に係る民間との比較

- ・小規模企業共済制度における事業費率（保険料等収入に占める事業費の割合）は1%程度であり、民間生命保険では10%程度であることを考えると、機構の運営費用は低廉な水準である。
- ・機構の運営費用のうち、システムの維持管理に毎年4億円を費やし、このほか数年ごとに実施される制度改正に伴う改修に数億円～数十億円を要している。また、抜本的な事務システムの再構築を実施する場合は、数百億円規模の費用がかかる見通し。

### 【民間生保会社との比較（平成26年度決算ベース）】

(単位：百万円)

	A社 (生保)	B社 (生保)	C社 (生保)	小規模企業共済 (※1)	農業者年金 (※1)	中小企業退職金 共済(※1)
総資産（資産の部合計）	62,283,004	36,828,768	84,911,946	10,379,702	263,281	4,705,830
保険料等収入	5,337,118	3,266,361	5,956,716	603,354	13,513	378,089
保険金等支払金	3,932,183	2,718,186	9,059,549	513,585	3,217	351,685
事業費用	563,371	398,588	512,417	5,938	1,393	4,668
<b>事業費用比率 (事業費用÷保険料等収入)</b>	<b>10.6%</b>	<b>12.2%</b>	<b>8.6%</b>	<b>1.0%</b>	<b>10.3%</b>	<b>1.2%</b>
社員数 ※A～C社は内勤数	18,477	11,828	6,078	59(※2)	46	215 ※法人全体

※1小規模企業共済、農業者年金、中小企業退職金共済は平成28年度決算ベース

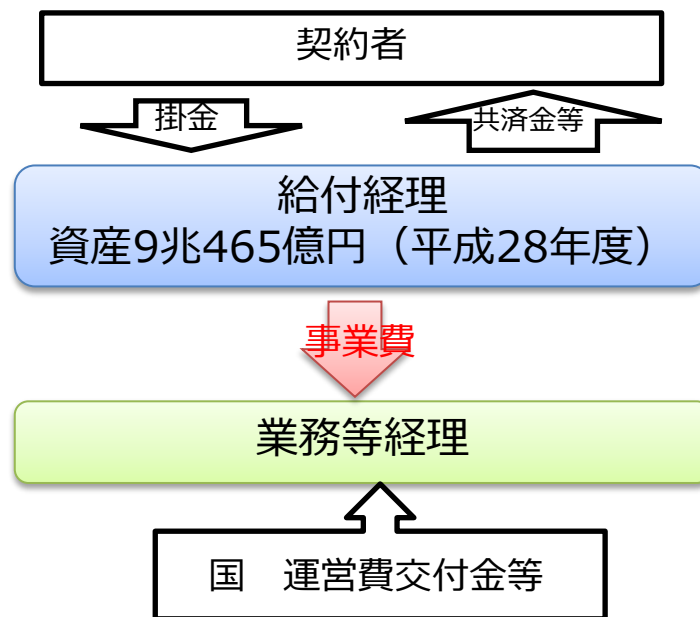
※2小規模企業共済における、平成28年度決算の人員数を整数化したもの。

出所：東洋経済新報社「2015年度版 生保・損保特集」、独立行政法人勤労者退職金共済機構公開資料、独立行政法人農業者年金基金 公開資料、独立行政法人中小企業基盤整備機構 公表資料



### ③ 給付経理から業務等経理への繰入れ

- ・前述の運営費用の財源の見通しに鑑み、すでに、第5回共済小委員会（平成27年12月）において掛金や共済金等を管理する給付経理から業務等経理への繰入れを可能とすることが了承されている。
- ・これを受け、会計繰り入れを可能とする省令改正（平成28年4月）は既に実施したところ。
- ・今般、平成31年度から実際に繰り入れを行うことが必要となったため、**付加共済金原資の計算において、当該繰り入れ額を控除することができるように省令上、措置することが必要（次ページ参照）。**





## ④省令等の改正

給付経理から業務等経理への繰入れ費用を付加共済金原資から控除するためには省令改正が必要

### ●小規模企業共済法施行規則（昭和40年通商産業省令第50号）

条文			条文概要	支給率の基準となる率	
10条の2	1項	柱	当該年度末の剰余金／欠損金 (1号+2号)	付加共済金原資額 (分子)	
		1号	柱		当該年度の運用収入／損益 (イ+□+ハ)
			イ		当該年度の基本共済金にかかる損益
			□		当該年度の分割共済金にかかる損益
			ハ		給付経理から業務等経理への繰入額
	2号	前年度の剰余金／欠損金			
2項	仮定共済金等の発生見込み総額		仮定共済金等の発生見込み総額 (分母)		



法律、政令事項もいずれ検討（収支相等の原則等）

## 論点 2 : 当該年度以降の運用収入の見込額その他事情の勘案

「支給率の基準となる率」を基準としつつ、「当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して」、付加共済金の支給率を決定する。

### 議論の前提

「その他の事情」

<環境分析>

①金利及び運用利回りの推移 – 基礎的な収益の悪化 –

②利益剰余金・繰越欠損金、株価の推移

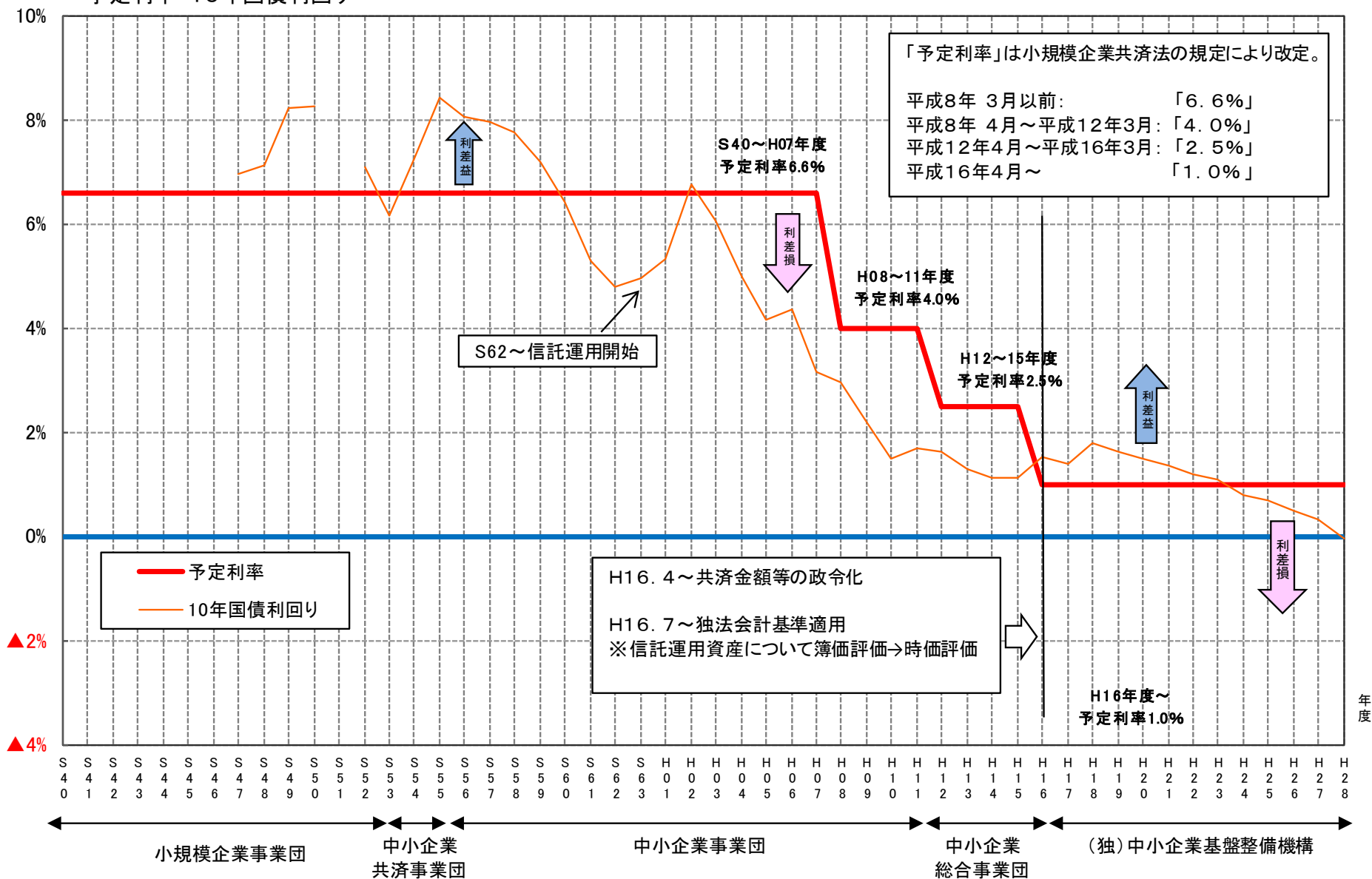
<その他の事情>

③運用リスクの考え方（その1） – 14ヵ月の推計リスク –

④運用リスクの考え方（その2） – 目標積立（留保）額 –

# ① - 1 金利及び運用利回りの推移（長期金利が予定利率下回る）

予定利率・10年国債利回り

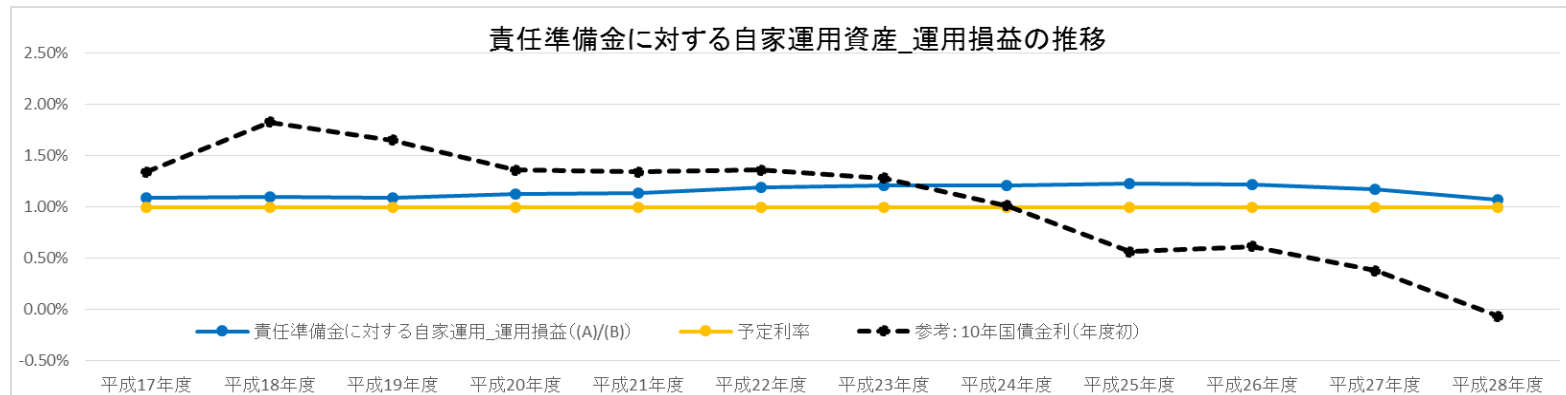


## ① – 2 金利及び運用利回りの推移 – 基礎的な収益の悪化 –

- ・マクロ的には、日本銀行の金融緩和等の影響もあり、長期金利は低位推移傾向。
- ・こうしたことを背景に、自家運用資産の債券運用利回りも低下傾向にある。

(金額単位: 億円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自家運用_運用損益 (A)	934	945	941	965	964	1,011	1,029	1,024	1,046	1,048	1,023	955
自家運用_運用利回り	1.53%	1.48%	1.48%	1.54%	1.56%	1.60%	1.62%	1.61%	1.59%	1.53%	1.46%	1.33%
責任準備金額(年度末) (B)	85,588	85,921	86,061	85,661	85,178	85,144	85,044	84,745	85,176	85,979	87,353	88,850
(A)/(B)	1.09%	1.10%	1.09%	1.13%	1.13%	1.19%	1.21%	1.21%	1.23%	1.22%	1.17%	1.07%
予定利率	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%
参考: 10年国債金利(年度初)	1.34%	1.83%	1.65%	1.36%	1.34%	1.36%	1.28%	1.01%	0.57%	0.62%	0.38%	-0.07%



# ① – 3金利及び運用利回りの推移 – 基礎的な収益の悪化 –

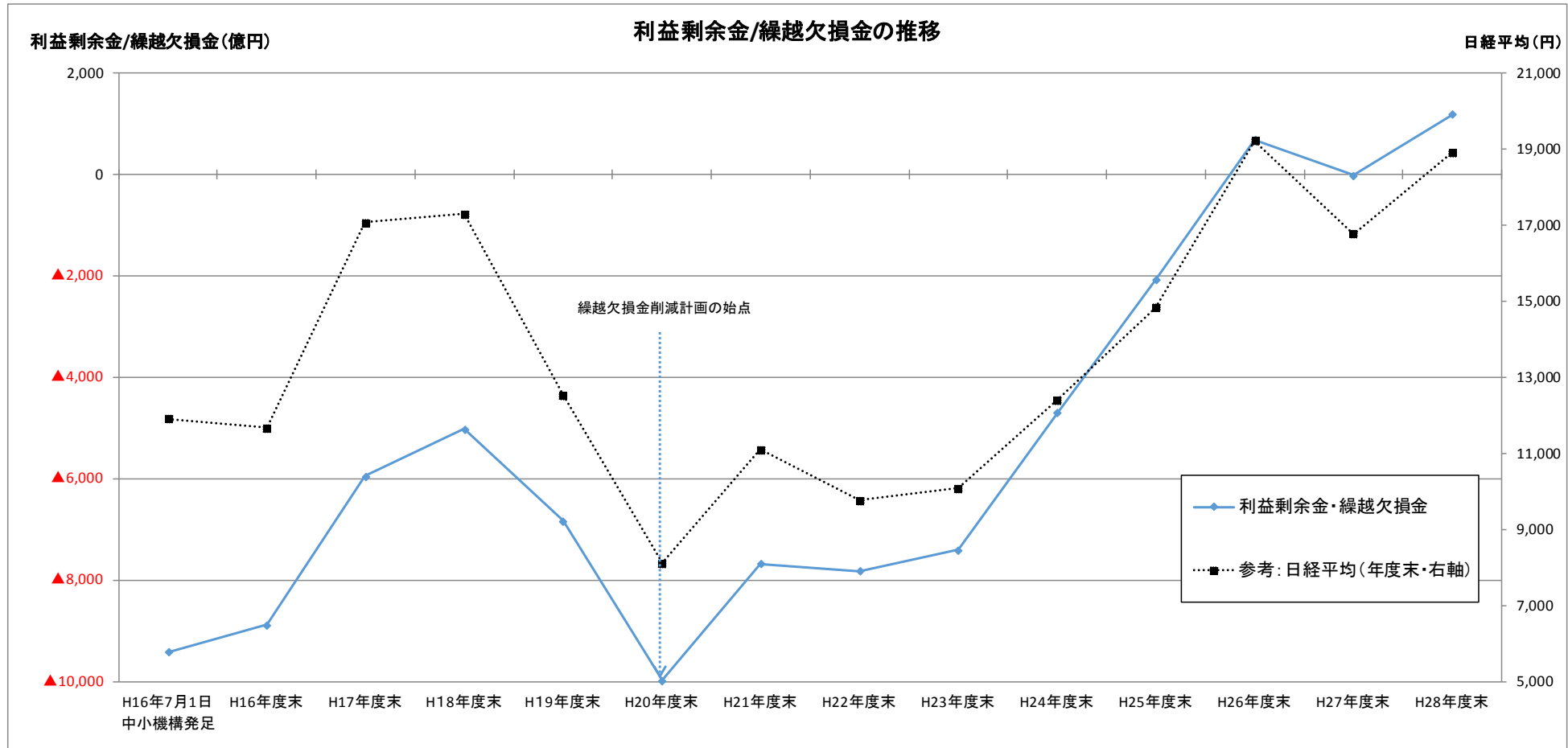
(単位：億円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①収益	8,840	8,846	9,162	5,920	8,149
うち掛金等収入	5,297	5,396	5,547	5,765	6,034
うち運用収入	3,543	3,450	3,615	156	2,115
うち自家運用収入（簿価資産）	1,032	1,046	1,048	1,023	955
②うち委託運用収入(時価資産)	2,510	2,404	2,567	▲867	1,161
③共済金等	6,417	5,780	5,564	5,250	5,393
④収支差 [ = ① - ③ ]	2,422	3,066	3,598	671	2,756
⑤責任準備金等繰入（△戻入）	317	▲419	▲801	▲1,346	▲1,522
⑥うち支払備金	18	12	2	29	▲26
⑦うち責任準備金	299	▲431	▲803	▲1,374	▲1,496
⑧収支差 + 責任準備金差 [ = ④ + ⑤ ]	2,740	2,647	2,796	▲675	1,234
⑨その他収支	▲28	▲31	▲30	▲33	▲28
その他収益（雑収入）	17	16	15	16	17
その他費用（前納減額金、雑費用等）	45	47	45	49	45
⑩当期利益 [ = ⑧ + ⑨ ]	2,712	2,617	2,766	▲708	1,206
⑪基礎的な収益 [ = ⑩当期利益 - ②収益のうち委託運用収入 ]	201	212	199	158	45

## ②利益剰余金・繰越欠損金、株価の推移

(単位: 利益剰余金・繰越欠損金=億円、日経平均=円)

	H16年7月1日 中小機構発足	H16年度末 (7月~3月)	H17年度末	H18年度末	H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末
利益剰余金・ 繰越欠損金	▲9,420	▲8,883	▲5,955	▲5,026	▲6,830	▲9,982	▲7,680	▲7,820	▲7,411	▲4,700	▲2,083	683	▲25	1,180
日経平均	11,896.01	11,668.95	17,059.66	17,287.65	12,525.54	8,109.53	11,089.94	9,755.10	10,083.56	12,397.91	14,827.83	19,206.99	16,758.67	18,909.26



### ③運用リスクの考え方（その1）－14カ月の推計リスク－

#### ○期待収益率・標準偏差を用いた簡易推計

委託運用資産の期待収益率と標準偏差を用いて、委託運用資産時価総額の変動幅を推計。

#### ① ▲ 1σ水準の推計リスクを見込んだ場合

▲1,252億円 (※)

#### ② ▲ 2σ水準の推計リスクを見込んだ場合

▲3,210 億円 (※)

#### 【論点2の①】

足下の環境（時価資産の変動リスクの高まり）を踏まえ、2σでの推計が妥当ではないか。

正規分布における事象の発生確率

水準	水準以下に含まれる確率 (発生頻度)
▲1σ	15.87% (6年に1度程度)
▲2σ	2.28% (40年に1度程度)
▲3σ	0.14% (700年に1度程度)

#### ※【14ヵ月分の委託運用資産の増減の推計】

推計には以下の数値を用いる。

・委託運用資産計算元本…平成29年10月末の委託運用資産額

・計算方法…委託運用資産全体の期待収益率（3.30%）と標準偏差（9.88%）から、委託運用資産全体の変動額を計算。  
なお、期待収益率と標準偏差は、基本ポートフォリオ策定時に計算された値を使用。

・計算期間…14ヵ月



## ④運用リスクの考え方（その2）－目標積立（留保）額－

### 第8回中小企業政策審議会 経営支援分科会（平成28年3月）

平成28年度「付加共済金の支給率」について（案）

（2）28年度以降の運用収入の見込み額その他の事情について

①第5回共済小委員会（平成27年12月14日）において、共済制度の信頼性を保つために付加共済金原資を1/2とし、残りの1/2を留保することとした。

### 第5回共済小委員会（平成27年12月）

- ・期待収益率（約2%<sup>※1</sup>）を前提に、価格変動リスク（2σ水準）及び過去に発生した欠損金の増加額約5,000億円<sup>※2</sup>を想定すると、約3,200億円～約5,000億円の積立が必要と考えられる。
  - ・当面、剰余金のうち1/2に相当する額を付加共済金の原資とし、残り1/2に相当する額を積立金に当てることとしてはどうか。
  - ・機構の試算によると、期待収益率2%で、剰余金の1/2水準をリスクバッファとして積み立てた場合、第4期中期目標期間（平成31～35年度）中に約3,200億円の積み立てが期待できる。
- 以上から、期待収益率を約2%とし、約3,200億円～約5,000億円の積立を当面の目標とする。

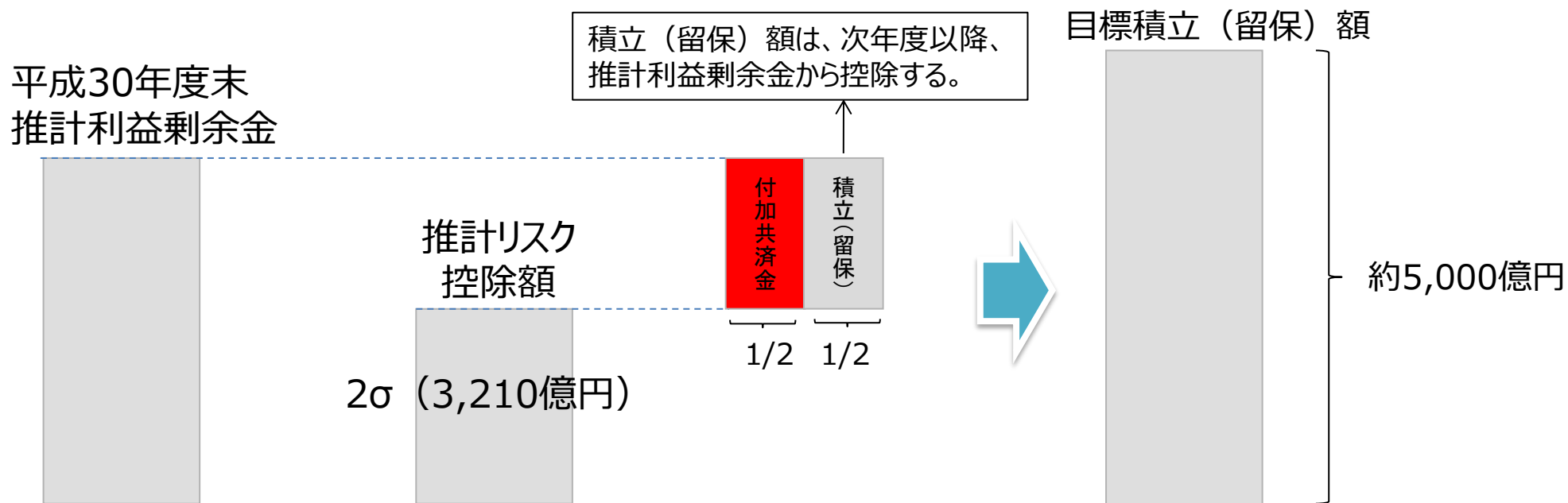
※1 平成29年4月に見直しされた基本ポートフォリオ（中小機構策定）では、期待収益率が1.65%とされた。

※2 平成19年度のサブプライムローンショック及び20年度のリーマンショックの影響における欠損金の増加額が4,956億円。

## 【論点2の②】目標積立（留保）額について（案1）

これまでの考え方を踏襲し、平成30年度の付加支給率の算定方法を以下と整理できないか

- ① 推計利益剰余金から**推計リスク（2 $\sigma$ ）**を控除し、**プラスが出た場合、付加共済金を支給**する
- ② 付加共済金を支給する場合は、リスクバッファとして推計リスク控除後の剰余金の1/2を積み立てる（留保）
- ③ 足下の環境を踏まえ、**当面の目標積立（留保）額は5,000億円**が妥当でないか



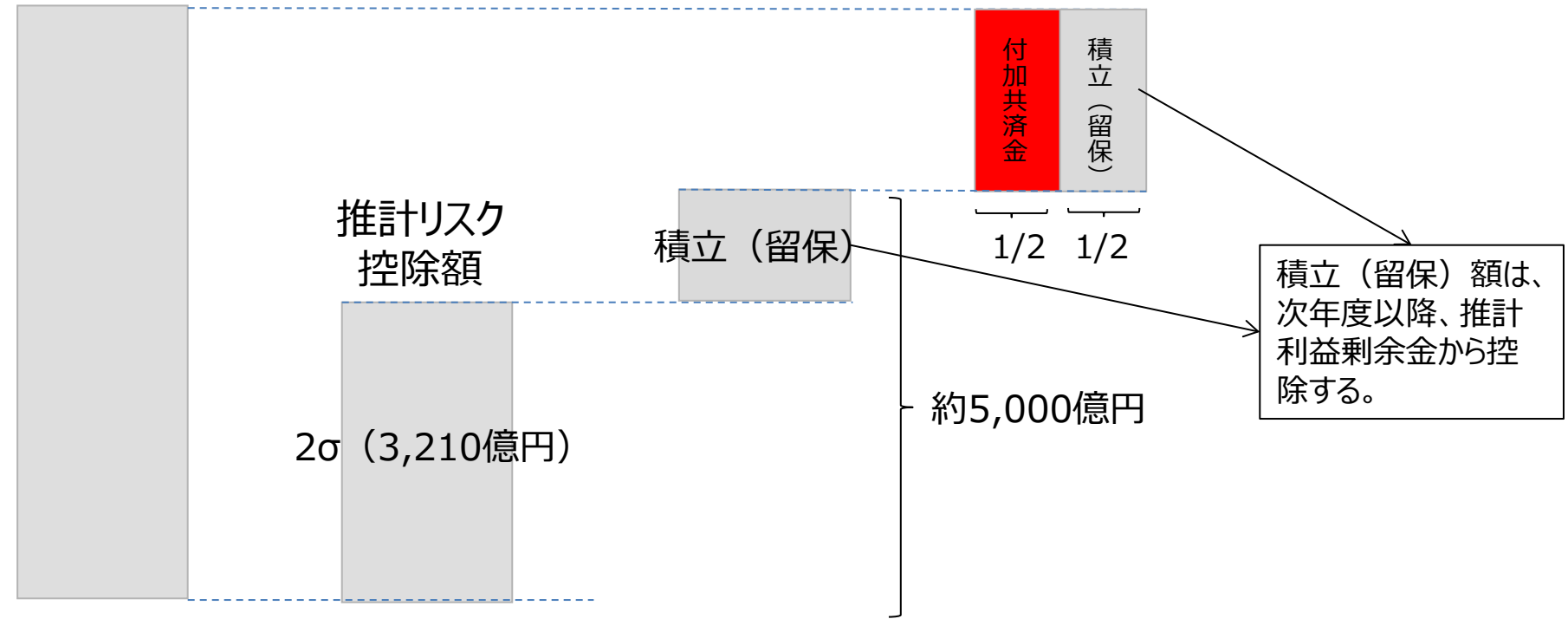
※目標積立（留保）額が5,000億円を上回る状況になった場合は、その時の状況に応じて検討

# 【論点2の②】目標積立（留保）額について（案2）

中小企業退職金共済制度の考え方を参考に、平成30年度の付加支給率の算定方法を以下と整理できないか

- ①推計リスク（2σ）を控除後、**まずは5,000億円までは、積み立てて（留保して）はどうか**
- ②足下の環境を踏まえ、当面の目標積立（留保）額は5,000億円が妥当でないか
- ③付加共済金を支給する場合は、さらに1/2を積み立てる

平成30年度末  
推計利益剰余金



※5,000億円を上回る積立（留保）の目的・必要額・積み方は今後検討

## (参考) 中小企業退職金共済制度における付加退職金の支給率の算定

今後、一般中退における付加退職金の取扱いは以下のとおり行うことを基本とすることが適当である。

- (1) 今後、累積欠損金が直ちに生じることを防止するため、過去の実績を踏まえ、平成29年度までを目途に剰余金として3,500億円を積み立てることとし、毎年度の目標額（以下「単年度目標額」という。）は600億円とする。
- (2) (1) を前提に、各年度で生じた利益の処理に係る基本的な取扱いは、次のとおりとする。
  - ① 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を下回るときは、まず、当該利益の見込額のうち、単年度目標額に相当する額を控除し、残額を付加退職金に充てる。
  - ② 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を上回るときは、当該利益の見込額の2分の1を剰余金として積み立て、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。
- (3) (1) 及び (2) の取扱いについては、今後の剰余金の積立状況、資産運用状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを検討する。

(資料) 厚生労働省 労働政策審議会 勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会 (平成26年3月11日)  
「一般の中小企業退職金共済制度における今後の付加退職金の取扱いについて」から抜粋

## 4. 平成30年度の付加共済金「支給率」の考え方まとめ（案）

### 【論点1】

◇付加共済金原資から、給付経理からの繰入額を控除する（省令改正等が必要）

### 【論点2】

◇推計リスクは、 $2\sigma$ を見込むことが妥当ではないか

#### （案1）

- 推計リスク（ $2\sigma$ ）を控除した当該年度の推計利益剰余金がプラスになった場合は、超えた額の1/2を付加共済金原資として支給率を算定する（1/2は積立（留保））
- 目標積立（留保）額は5,000億円とし、それを超える水準の留保額が発生する場合は状況に応じて検討を行う

#### （案2）

- 推計リスク（ $2\sigma$ ）を控除した後、5,000億円までは、積み立てる（留保）
- 当該年度の推計利益剰余金が5,000億円を超えた場合は、超えた額の1/2を付加共済金原資として支給率を算定する（1/2は積立（留保））
- 5,000億円を上回る積立（留保）の必要額は検討

これらを踏まえ、平成30年度の付加支給率を検討することが妥当ではないか